

墨田区療養資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月29日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第13号

墨田区療養資金貸付条例の一部を改正する条例

墨田区療養資金貸付条例（昭和52年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「老人」を「高齢者」に改める。

第2条第1号中「老人」を「高齢者」に改め、同条第3号イを同号アとし、同号ロを同号イとし、同号ハ中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同号ハを同号ウとし、同条第4号中「老人」を「高齢者」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、イをアとし、同号ロ中「医療保険」を「公的な医療保険」に改め、同号ロを同号イとする。

第3条中「貸付を」を「貸付けを」に改める。

第4条中「1億2,000万円」を「7,000万円」に改める。

第5条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸付」を「貸付け」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「医療保険」を「公的な医療保険」に改め、同条第4号中「老人」を「高齢者」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「貸付」を「貸付け」に、「資金の区分に応じ、次の各号」を「次の各号に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同項第2号中「連帯保証人」の次に「の選定」を加え、同条第2項中「資金」の次に「に係る債務の保証措置」を加える。

第7条の見出し及び同条第1項中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、「同条第2項」の次に「の規定」を加える。

第9条の見出し中「借受」を「借受け」に改め、同条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「貸付の」を「貸付けの」に改める。

第11条第1項中「第7条第2項に規定する」を「第6条第1項第1号に規定する資金に係る貸付金のうち、同号の規定により給付金の受領権の委任をした」に改め、同条第3項中「3箇月」を「3か月」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「貸付を」を「貸付けを」に、「一に」を「いずれ

かに」に、「貸付の」を「貸付けの」に改め、同条第2号中「貸付」を「貸付け」に改める。

第13条本文中「又は」を「、又は」に改める。

第17条を第18条とし、第16条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(基金の過不足額の整理)

第17条 この条例の規定に基づく貸付けにより、基金に過不足額を生じたときは、その過不足額は一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

別表中「10箇月」を「10か月」に、「20箇月」を「20か月」に、「30箇月」を「30か月」に、「40箇月」を「40か月」に、「50箇月」を「50か月」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。